



日本看護系学会協議会 ニューズレター

第3号

2004年5月31日 発行

編集発行

日本看護系学会協議会

(事務局) 〒150-0012

東京都渋谷区広尾4-1-3

日本赤十字看護大学内

TEL. 03 (3409) 0918

FAX. 03 (3409) 0876

日本看護系学会協議会の意義

日本学術会議
看護学研究連絡委員会

委員長 金川克子



日本看護系学会協議会は、第18期の日本学術会議の折りに看護学研究連絡委員会（看護学研連と略）の発足が認められたことを機に、会員相互の連携と協力によって看護学研連の活動を支援し、看護学研究の学術的発展に寄与することを目的として、平成13年9月に設立されました。

協議会のその後の活動については当ニューズレターや総会を通して会員の皆さんに周知されていることと存じますが、初期の目的の一つは看護学の研究者を日本学術会議の会員に選出できる様にするものでした。即ち、日本学術会議会員を推薦できる看護学研連にさらに発展していくために、看護学研連自らの努力と共に、それを全面的に支える看護系学会の大同団結が必要であったと理解しています。

このように当協議会はその設立目的にあります様に、看護学研連の強化を図りながら人々の健康にとって重要な課題に対し看護学の領域から提言すべくいくつかのシンポジウムを開催するなど活動を行なっております。

しかし、日本学術会議（現在は19期に入っています）の体制や運営が第20期から変わることが示されています。その詳細な内容は別に譲るとして、概要は

- ① 日本学術会議の所轄が総理大臣から内閣総理大臣に変更すること
 - ② 部の構成が7部制から3部制になること
 - ③ 日本学術会議会員の選考方法が学術研究団体からの推薦に基づく方法から日本学術会議自身が会員候補を選考する方法に変更する
- 等が提示されています。

即ち、看護学研連といった枠組みもなくなることを意味しています。従いまして、当協議会のあり様にも影響されると思います。繰り返しになりますが、当協議会は看護学の発展に名実共に関係している学術団体の集まりであり、今後も会員である看護系学会が相互に連携と協調を図りながら看護学の発展に向けて努力をすることが求められてい

ると思います。そして看護学の領域から社会に対して国に対して重要な課題を発言していく必要があると思います。そのためには当協議会が発展しやすい様に現行規約の改正を行い強力な組織にしていく必要があり、会員各位の積極的な議論を期待したいと思います。

さて看護学に関して筆者の考えを少し述べさせて頂き、ご意見を頂戴したいと思います。最近看護学が科学か否かの議論がございます。そうしますと科学は何ぞやの問いにもあわせて答えるが必要となります。自然現象を認識や主観を通しての説明や明証から、さまざまな技術を通して客観的に実証するといった近代科学の進歩の発展の中で、看護現象の捉え方において看護学は学術確立のために大きくゆらいでいるように思います。看護学は人々の健康や、QOLの向上に寄与するscienceでartであると考えますが、その本質論、対象論、方法論、看護の方法或いは目的論等をめぐってさまざまな考え方や勢力的な実践活動が行われています。このような状況が看護学の大きな潮流となって21世紀を突き進んでいくエネルギー源となってしまうと思われま

す。筆者の意見に異議を唱える方々もみられようが、ともあれ看護学が医学の中で手ほどきを受け、また既存の学問も参考にしつつ、成長発育を遂げ、そろそろ脱皮の時期を迎えていると筆者は考えております。

さらに、看護学がどの様に人々の健康やQOLの向上に寄与しているかを実証し、その成果を社会に提示していくこと、又他の関連分野との連携や協調を図りながら独自の学的体系をさらに発展させていくことが重要です。当協議会は看護をキーワードとしながら、さまざまな知的体系を基盤に持ったさまざまな看護系学会による学術集団であり、看護学の学術的発展の上から当協議会の役割は大きいと痛感いたしております。

日本学術会議法の一部を 改正する法律等について



日本学術会議改革法案準備室
鏡 味 裕 介

1. 「日本学術会議法の一部を改正する法律案」は2月10日に閣議決定された後、衆議院へ提出されました。その後、文部科学委員会に付託、3月19日及び3月23日に審議され、満場一致で可決されました。そして、同日、衆議院本会議に緊急上程され、満場一致で可決されるとともに参議院に送付されました。

参議院においては、文教科学委員会に付託され、4月6日審議を行い満場一致で可決されました。その後、4月7日の参議院本会議に上程され、満場一致で可決・成立しました。また、同日、参議院議長から奏上されました。

その後、内閣においては、参議院議長からの奏上を受け、4月9日、日本学術会議法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の公布及び関係政令の閣議決定を行い、去る4月14日、官報により公布されました。改正法は、公布日より会員の推薦に係る規定を削除する規定等が一部施行されており、平成17年4月1日には、内閣府へ移管する規定が施行され、平成17年10月1日には、本施行となり、日本学術会議の新体制が発足することとなります。

2. 改正法の概要は以下のとおりです。

(1) 会員制度の改革

① 会員選考方法の変更

個別の学協会の利害にとらわれない政策提言を行うことができるよう、会員選考方法を登録学術研究団体を基礎とした推薦制から、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に変更（初回会員のみ日本学術会議会員候補者選考委員会による選考）

② 定年制の導入・再任の禁止

会員構成の硬直化・高齢会員の増加による組織活動の停滞を避けるため、70歳定年制を導入、任期を3年（3回まで再任可）から6年に延長する代わりに再任を禁止

③ 半数改選制の導入

会議としての継続性の確保のため、全会員の一齐改選から3年ごとの半数会員の改選に変更

(2) 内部組織の改革

① 部の大括り化

新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応できるよう、現行の7部制を「人文科学、生命科学、理学及び工学」の各分野を中心とする3部制に改組

② 連携会員の新設

緊急の課題や新たな課題を調査審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設

③ 幹事会の設置

機動的な活動を確保し、総会主義の弊害の排除のため、現行の運営審議会を幹事会に改組し、職務・権限の一部の委任を可能

④ 副会長の増員

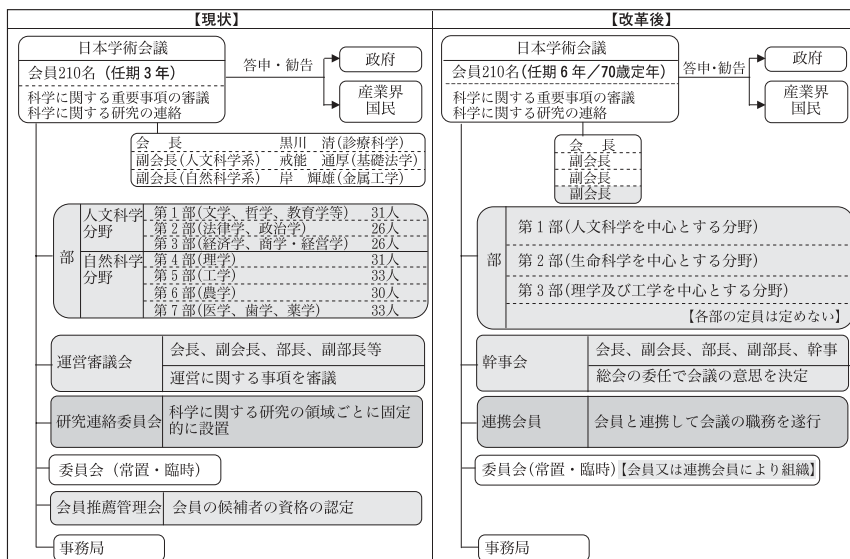
会長の補佐機能を強化し、国際交流・協力に対応するため、副会長1人を増員

(3) 内閣府への移管

内閣総理大臣の下、総合科学技術会議と連携して我が国の科学技術の推進に寄与

日本学術会議：科学者の意見を幅広く集約して政策提言

日本学術会議の新旧組織対照図



総合科学技術会議：直接に科学技術政策を形成

(4) 施行日

平成17年10月1日

ただし、初回会員の選考に係る部分は、公布の日（平成16年4月14日）、内閣府への移管に係る部分は、平成17年4月1日

3. 今後の学術研究団体との関係について

新体制発足後においても、日本学術会議と学術研究団体との連携は必要なものと考えており、例えば、学術に関する情報の相互発信はもとより、社会の求める政策提言のために必要な協力を行っていく必要があると考えています。具体的な両者の関係については、新体制発足後に決定することとなりますが、去る4月20日の日本学術会議総会で、「改正法施行に伴い廃止された登録学術研究団体であった学術研究団体とは、第19期中においては、従来と同様、緊密な関係を維持する」ことが決定されました。

4. 第19期の看護学研究連絡委員会、日本看護系学会協議会に求められるもの

第19期の研究連絡委員会においては、

- (1) 社会の求める提言とは何かについての検討、
- (2) 現在の委員会の領域に関する具体的提言として何ができるか、
- (3) 第19期の終期である平成17年9月末までに、委員会において新体制下の提言と同様な対外報告を行うこと、

の3つを検討・実施していただきたいと考えています。

第19期活動が社会から評価されるよう、それぞれの委員会に課された課題に傾注いただくとともに、新体制移行に向けて現在の審議システムにとって障害となっている点等についても議論いただき、新体制の日本学術会議が社会の付託に答えることができるよう建設的提案をいただきたいと思っています。

特に、看護学研究連絡委員会及び日本看護系学会協議会におかれては、これまでの活動を踏まえ、看護学のみならず広い視点からの提言等をしていただきたいと考えております。

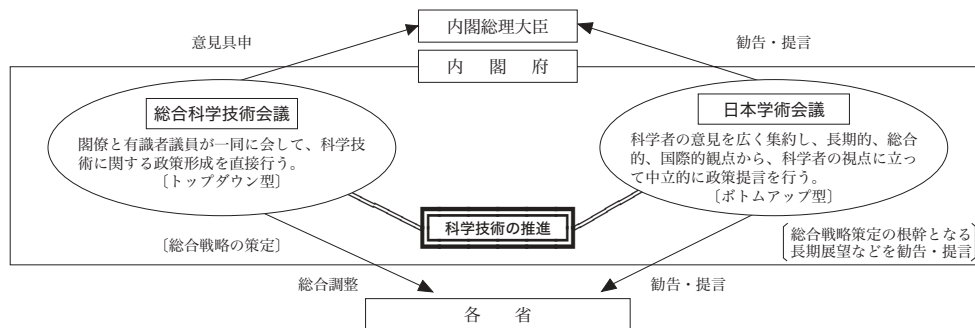
具体的な行動については、今後検討いただくこととなりますが、出来る限り早期にアウトプットを出していただけるようお願いいたします。

国会審議において強く感じましたことは、日本学術会議に対する外部の評価は、日本学術会議のアウトプットである提言に対する評価そのものであるということであり、そのため、現体制においても、評価される提言を為すよう努めることが重要と考えるからです。

5. むすび

日本学術会議の改革は、その中核となる法律は改正されましたが、これで終わったのではなく、まだ始まったばかりと認識しております。各位におかれましては、法改正に至る経緯、改正法の趣旨等を十分ご理解いただき、今後とも日本学術会議の改革にご協力をお願いいたします。

総合科学技術会議と日本学術会議との連携機能



平成16年度 日本看護系学会協議会総会開催のお知らせ

平成16年度の日本看護系学会協議会総会が以下のとおり開催されます。各学会からのご出席をよろしくお願い致します。尚、当日は総会に先立ち、日本学術会議法の一部改正に関して、日本学術会議 第7部部長 鴨下重彦氏、同看護学研究連絡委員会委員長 金川克子氏より、講演（13:00～14:20）がありますので、こちらにもご出席ください。

〈平成16年度日本看護系学会協議会総会等〉

- 1. 日 時 平成16年7月9日（金）
13:00～16:30（13:00～14:20 講演）
- 2. 場 所 日本学術会議 第7部会議室
- 3. 審議事項（案）
 - 1) 平成15年度報告
 - 2) 平成16年度事業計画（案）
 - 3) 平成16年度予算（案）
 - 4) 次期役員の設定
 - 5) 本協議会のあり方
 - 6) その他



○本協議会主催シンポジウムが開催されました○

本年 2月 8日、日本看護系学会協議会および日本学術会議看護学研究連絡委員会主催の公開シンポジウム「看護学研究における倫理的課題」が東京国際フォーラム（東京）で開催されました。

当日は、同会場内で開催されていた日本がん看護学会の学術集会后の開催でもあり、看護職を中心に200名以上の方が参加されました。医学・看護学のそれぞれの立場からのシンポジストの方々の講演、調査報告の後、熱心な討議が行われました。（このシンポジウムの内容は、報告書としての発刊を予定しております。また、このシンポジウムに先立って各学会にお願い致しました調査へのご協力に感謝致します。）

—公開シンポジウム—

「看護学研究における倫理的課題」

開催日時：平成16年 2月 8日（日） 17:00～19:00

開催場所：東京国際フォーラム DブロックホールD 5

〈司 会〉

小島操子氏（日本看護系学会協議会副会長・大阪府立看護大学）

堀内成子氏（日本看護系学会協議会監事・聖路加看護大学）



〈シンポジスト〉

1. 「臨床研究における倫理的課題」 浅野茂隆氏（日本学術会議第7部会員・東京大学医科学研究所先端医療研究センター）
 2. 「小児看護学研究における倫理」 片田範子氏（日本小児看護学会理事長・兵庫県立看護大学）
 3. 「がん看護学研究における倫理」 高見沢恵美子氏（日本がん看護学会・大阪府立看護大学）
- ・調査報告 「看護学研究における倫理」に関する各学会の取り組み
太田喜久子氏（日本看護系学会協議会理事・慶應義塾大学）

日本看護系学会協議会会員名簿

（平成16年 4月 1日）

会 員 名	会 員 名
・高知女子大学看護学会	・日本助産学会
・聖路加看護学会	・日本新生児看護学会
・千葉看護学会	・日本腎不全看護学会
・日本家族看護学会	・日本赤十字看護学会
・日本看護科学学会	・日本地域看護学会
・日本看護管理学会	・日本糖尿病教育・看護学会
・日本看護学教育学会	・日本難病看護学会
・日本看護教育学会	・日本不妊看護学会
・日本看護研究学会	
・日本看護診断学会	
・日本看護福祉学会	
・日本看護歴史学会	
・日本がん看護学会	
・日本救急看護学会	
・日本災害看護学会	
・日本在宅ケア学会	
・日本手術看護学会	
・日本小児看護学会	
	（平成16年度より）
	・日本母性看護学会
	・日本老年看護学会
	金川 克子（看護学研連委員）
	太田 喜久子（同上）
	高見沢恵美子（同上）
	舟島 なをみ（同上）
	堀内 成子（同上）
	山口 桂子（同上）

日本看護系学会協議会

〈役 員〉

- 会 長 樋 口 康 子
- 副会長 川 村 佐和子
- 副会長 小 島 操 子
- 理 事 太 田 喜久子
- 理 事 金 川 克 子
- 理 事 高見沢 恵美子
- 理 事 舟 島 なをみ
- 理 事 村 嶋 幸 代
- 理 事 山 口 桂 子
- 監 事 杉 下 知 子
- 監 事 堀 内 成 子

（次期役員は本年度総会にて決定の予定）

（ともにアイウエオ順）

—編集後記—

ニューズレター第3号では、「日本学術会議法の一部を改正する法律」が4月14日に公布されたことに関連して、改革法案準備室 鏡味氏のご協力のもと、その概要を紹介させていただきました。このたびの改正について、黒川清会長が「我が国科学者コミュニティの代表機関として、自立的・主体的に活動し、これまで以上に社会に対して積極的に貢献していくことを目的とするものであり、きわめて重要なものです」とコメントしています。本協議会もこの改正を真摯に受け止め、社会貢献として求められていることの意味を自らに問うことが必要なのではないかと思えます。(k)